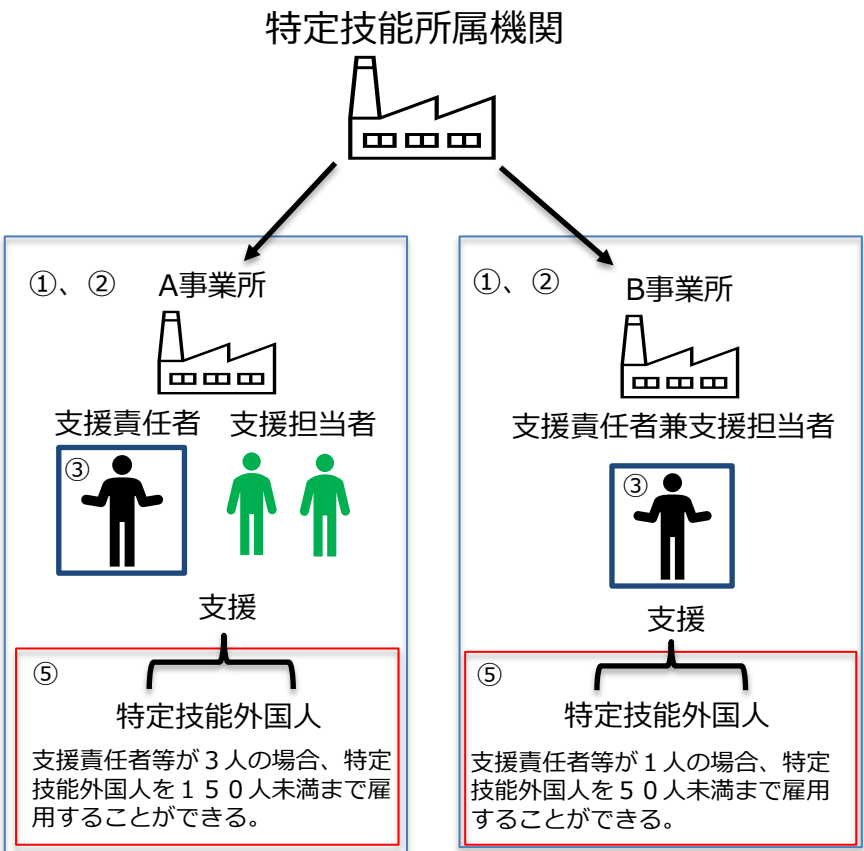


1号特定技能外国人への支援体制に係る要件の主な改正点（令和9年4月1日から施行）

- ① 支援責任者及び支援担当者（以下「支援責任者等」という。）を支援を行う事業所（登録支援機関の場合は支援業務を行う事務所）ごとにそれぞれ常勤の役員又は職員の中から1人ずつ以上選任することとする（支援責任者が支援担当者を兼務することは可）
- ② 支援業務に従事することができる者を支援責任者等に限定する
- ③ 支援責任者に対して支援能力向上のための養成講習（入管法や労働関係法令等）受講を義務付ける
- ④ 登録支援機関が支援業務の委託を受けることができる特定技能所属機関の数は、支援責任者等1人当たり10機関未満とする
例：特定技能所属機関25機関から支援業務の委託を受ける場合は3人の支援責任者等が必要
- ⑤ 支援責任者等が支援を行うことができる1号特定技能外国人の数は、支援責任者等1名当たり50人未満とする
例：1号特定技能外国人120人を支援する場合は3人の支援責任者等が必要

支援体制イメージ

自社支援の場合



登録支援機関に委託する場合

